

「電気通信事業における個人情報保護指針」(2020年11月25日版) 新旧比較表

■区分について

- ・M1111:2020.11.1/総務省 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(解説)の改正
※M1111は、P0901とP1001の改正を包含している。
- ・P0901:2020.9.1/個人情報保護委員会(ガイドライン通則編)の改正
- ・P1001:2020.10.1/個人情報保護委員会(ガイドライン通則編)の改正
- ・DM:総務省電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(本文)との突合結果/誤記修正など
- ・D:その他/誤記修正など

No.	区分	改正版(2020年11月25日版)		現行版(2020年5月25日版)	
		頁	概要	頁	概要
1	M1111 P0901	38	事例5)保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条第1項)	38	-
2	M1111 P0901	45	名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合は異なることから、	45	口頭により個人情報を取得する場合にまで、
3	M1111 P0901	46	(ただし、3-2-7(利用目的の通知等をしなくてもよい場合)参照)。口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。	45	-
4	M1111 P0901	48	-	47	書面により、
5	M1111 P0901	48	今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的であるような場合	47	今後の連絡のためという利用目的であるような場合(ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。)
6	M1111 P0901	75	(1) 第三者への提供を利用目的とすること。 利用目的が具体的に分かる内容とすること。「等」や「その他」等のあいまいな表現の記入は望ましくない。 事例1)住宅地図帳、住宅地図データベース及び住宅地図関連商品(配信サービスを含む)を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。 事例2)年齢別、資産家、健康食品購入者、同窓会、弁護士、不動産投資者及びマンションオーナーの名簿を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。	73	(1) 第三者への提供を利用目的とすること。
7	M1111 P0901	75	(2) 第三者に提供される個人データの項目 オプトアウトにより第三者に提供される個人データの項目を網羅的に示す必要がある。提示されていない個人データの項目を、オプトアウトにより第三者に提供することはできないことに、注意を要する。	73	(2) 第三者に提供される個人データの項目
8	M1111 P1001	18	(1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号 (2) 令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号 (3) 令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び被保険者番号	18	(1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び被保険者番号 (2) 令第1条第7号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び被保険者番号
9	M1111 P1001	18	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号 (3) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号 (4) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号 (6) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 (7) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の2の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 (8) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号 (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号	18	(1) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第47条第1項及び第2項の被保険者証の記号、番号及び被保険者番号 (2) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号 (3) 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び被保険者番号 (4) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号 (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号 (6) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (7) 私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号)第1条の7の加入者証の加入者番号 (8) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号 (9) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号 (10) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号 (11) 国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第89条の組合員証の記号、番号及び被保険者番号 (12) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び被保険者番号 (13) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号 (14) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び被保険者番号 (15) 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第93条第2項の組合員証の記号、番号及び被保険者番号 (16) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び被保険者番号 (17) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号 (18) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び被保険者番号 (19) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号 (20) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

「電気通信事業における個人情報保護指針」(2020年11月25日版) 新旧比較表

- 区分について
- ・M1111:2020.11.1/総務省 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(解説)の改正
 ※M1111は、P0901とP1001の改正を包含している。
 - ・P0901:2020.9.1/個人情報保護委員会(ガイドライン通則編)の改正
 - ・P1001:2020.10.1/個人情報保護委員会(ガイドライン通則編)の改正
 - ・DM:総務省電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(本文)との突合結果/誤記修正など
 - ・D:その他/誤記修正など

No.	区分	改正版(2020年11月25日版)		現行版(2020年5月25日版)	
		頁	概要	頁	概要
10	M1111	72	通信の秘密として扱うのが適当である。(※4)	71	通信の秘密として扱うのが適当である。
11	M1111	73	(※4)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条に定める発信者情報開示請求により、権利侵害情報が書き込まれた場・サービスを提供していた事業者(コンテンツプロバイダ(CP))が保有する電話番号が請求者(特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者)に開示された後、当該請求者の代理人弁護士が、権利侵害情報の発信者を特定する目的で、当該電話番号により電話サービスを提供する電気通信事業者(以下「電話会社」という。)に対して、弁護士法第23条の2第2項に基づく照会(以下「弁護士会照会」という。)により、当該電話番号に対応する加入者の住所・氏名の提出を求める場合がある。この場合には、当該電話会社にとって、権利侵害情報の投稿通信は自ら提供する電話サービスの個々の通信ではなく、また、当該弁護士会照会は当該電話会社が提供する電話サービスの個々の通信の発信者を明らかにするためのものではないため、これに応じることは通信の秘密を侵害するものではないと解される。	71	-
12	DM	2	3-5-3 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外(ガイドライン第15条第8項関係)	2	3-5-3 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外(ガイドライン第15条第7項関係)
13	DM	78	3-5-3 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外(ガイドライン第15条第8項関係)	77	3-5-3 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外(ガイドライン第15条第7項関係)
14	DM	35	3 第一項により特定する利用目的は、電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えないよう努めなければならない。	35	-
15	DM	156	正当業務行為その他の違法性阻却事由がある場合に限り、	155	正当業務行為にその他の違法性阻却事由がある場合に限り、
16	DM	160	電気通信役務に係る料金を	159	電気通信サービスに係る料金を
17	DM	161	第11条	160	第9条
18	DM	161	各号に該当する場合における携帯音声通信役務等の提供に関する契約に係る名義人	160	に基づく契約者確認に応じない者
19	DM	161	不払い額、電話番号	160	不払い額又は電話番号
20	DM	161	電話番号その他の当該者又は当該名義人に関する情報	160	その他の当該者に関する情報
21	D	37	法第16条(第2項) 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。	37	-
22	D	22	(4)治療方法が確立していない	23	治療方法が確立していない
23	D	99	(2)保有個人データの利用目的の通知(ガイドライン第19条第2項、第3項関係)	97	(2)保有個人データの利用目的の通知(法第19条第2項、第3項関係)
24	D	35	ガイドライン第4条(第2項、3項)	35	ガイドライン第4条(第2項)
25	D	2	オプトアウトによる第三者提供(ガイドライン第15条第2項～第7項、第9項関係)	2	オプトアウトによる第三者提供(法第15条第2項～第7項、第9項関係)
26	D	73	3-5-2 オプトアウトによる第三者提供(ガイドライン第15条第2項～第7項、第9項関係)	72	3-5-2 オプトアウトによる第三者提供(法第15条第2項～第7項、第9項関係)
27	D	73	3-5-2-1 オプトアウトに関する原則(ガイドライン第15条第2項、第4項～第7項、第9項関係)	72	3-5-2-1 オプトアウトに関する原則(第15条第2項、第4項～第7項、第9項関係)
28	D	3	7.指針の見直し(ガイドライン第39条関連)	3	7.指針の見直し
29	D	167	7.指針の見直し(ガイドライン第39条関連)	166	7.指針の見直し